

問題Ⅰ

(1) 最高裁が税関検査事件判決（最大判 1984 年 12 月 12 日・民集 38 卷 12 号 1308 頁）において示した検閲概念の定義のポイントを的確に示した上で、その問題点の検討を求める問題。判例の検閲概念は極端に限定的であるため、学説からは、憲法上許容しがたい事前規制の多くが合憲とされる可能性が高いと批判されているが、判例の検閲概念のどの部分に特に問題があるのかを説明することが期待されている。

(2) 行政法総論上の基本事項である「法律の法規創造力の原則」についての理解度を問う問題である。法律の法規創造力の原則は、「法律による行政の原理」を構成する一つの原則であり、法律の形式でのみ「法規」を定立することが許されるという原則であることを基本として、その理論的根拠、法規の意義、日本国憲法上の取扱い、法規命令の許容性などについて論じることが求められる。

問題Ⅱ

学説上、「生存権の自由権的側面」というかたちで議論されてきた問題、すなわち、いったん保障された生活保護の水準を引き下げるとき、朝日訴訟（最大判 1967 年 5 月 24 日）で争点となった「引き上げ」の場合と異なり、厚生労働大臣の裁量に対する統制密度を高めるべきではないかという問題について、事案に即して検討することが期待されている。この問題に関する判例として、最判 2012 年 2 月 28 日・民集 66 卷 3 号 1240 頁があるが、本問では専門委員会の意見を無視して「激変緩和措置」を取らずに減額している点が実際の事案とは異なっており、この事実をどう評価するかが重要論点になっている。

問題Ⅲ

行政法総論上の基本事項である「行政処分（行政行為）における行政裁量」についての理解度を問う問題である。建築確認が行政処分、とりわけ要件認定および行為内容の選択について裁量の余地のない確認に該当すること、ただし、建築確認を行う時機（タイミング）の裁量は認められること、したがって、本問の事案では、建築確認を行う時機に関する裁量権行使の逸脱濫用が問題となりうることを前提として、A が当該裁量権行使において「危険の防止」を考慮することが許されるかどうかについて、建築基準法の目的規定や地方公共団体の本来的任務などを手掛かりとして論じることが求められる（なお、X から建築確認の申請を受けた A は、その後、X に対して行政指導を行っているわけではなく、また、建築確認の審査を留保しているわけでもないことに注意されたい）。